

【別添】

スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>に係るセルフチェックシート

[団体名：NPO 法人泊江市体育協会]

[記載日：2023年4月3日]

【対応状況に係る自己評価】

A：対応している

B：一部対応している

C：対応できていない

項目	対応状況
原則 1 法令等に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。	
(1) 法人格を有する団体は、団体に適用される法令を遵守しているか。	A (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) ・特定非営利活動法人の認定等に関する法律等を遵守している。
(2) 法人格を有しない団体は、団体としての実体を備え、団体の規約等を遵守しているか。	 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)
(3) 事業運営に当たって適用される法令等を遵守しているか。	A (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) ・特定非営利活動法人の認定等に関する法律等を遵守している。 ・実施する事業等については、スポーツ基本法や泊江市体育施設条例や泊江市体育施設条例施行規則を遵守している。
(4) 適切な団体運営及び事業運営を確保するための役員等の体制を整備しているか。	A (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) ・役員 10 名で、運営委員会を構成し、月 1 回会議を行っている。 ・理事 26 名で、理事会を構成し、月 1 回理事会を行っている。 ・委員会及び特別委員会を設置し、理事を配置し調査・検討を行っている。
原則 2 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表すべきである。	
(1) 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表しているか。	A (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) ・基本方針は、運営委員会で検討・策定し、理事会に諮り、通常総会において承認を受けている。

原則 3 暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。

(1) 役職員に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) ・事務局員(3名)は、スポーツ団体に必要なコンプライアンス(2020年度)ネット配信により、自己研修を実施した。 ・役員等に対するコンプライアンス教育や研修は実施していない。 ・今後、役員等に対するコンプライアンス教育や研修を実施する。	
(2) 指導者、競技者等に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) ・指導者については、年1回、地域スポーツ指導者講習会を開催し、その中でコンプライアンスの遵守について研修している。 ・今後は、指導者のみではなく、競技者まで枠を拡げコンプライアンスに関する研修を実施する。	
原則 4 公正かつ適切な会計処理を行うべきである。	
(1) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守しているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) ・特定非営利活動法人として、財務・経理を適正に行うよう心掛けている。 ・公認会計士に、財務・経理全般の管理を委任している。	
(2) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守しているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) ・(公財)東京都体育協会等の助成金を受託しているが、法令、ガイドライン等を遵守している。 ・今後も、積極的に助成金等を活用し、事業等の運営に生かしていきたい。	
(3) 会計処理を公正かつ適切に行うための実施体制を整備しているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) ・事務局職員が日頃の経理を担当している。不明な点がある場合は、公認会計士に、相談・助言をもらい適切に処理している。 ・決算については、毎年、通常総会前に2名の監事の会計監査を受け、監査結果を通常総会で発表している。	

原則 5 法令に基づく情報開示を適切に行うとともに、組織運営に係る情報を積極的に開示することにより、組織運営の透明性の確保を図るべきである。

(1) 法令に基づく情報開示を適切に行っているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) ・法令で定められている法関係書類を事務局に備え、要望に応じて閲覧できるようにしている。 ・「役員名簿」「決算・予算」「事業計画」等をホームページで開示している。 ・情報公開や個人情報の保護規程等を整備して行く。	
(2) 組織運営に係る情報の積極的な開示を行っているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) ・ホームページで、「体協概要」「定款」「組織図」「登録団体一覧」「各団体の活動記事」を掲載・開示している。 ・「役員名簿」「決算・予算」「事業計画」等を掲載・開示している。	
原則 6 高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合、ガバナンスコード<NF 向け>の個別の規定についても、その遵守状況について自己説明及び公表を行うべきである。	
自らに適用することが必要と考えるガバナンスコード<NF 向け>の規定があるか (ある場合は下欄に記述)	
原則 2:適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)	